

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

②施設の情報

名称：認定こども園 ベアーズ	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：園長 藤本 千代美	定員（利用人数）：135名（141名）
所在地：鳥取県米子市榎原1889-6	
TEL：（0859）39-7100	ホームページ： http://sfg21.com/bears/
【施設の概要】	
開設年月日：1997年（平成9年）4月	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 尚徳福祉会	
職員数	常勤職員：28名 非常勤職員 9名
専門職員	(専門職の名称)
	園長 1名 代替保育教諭 1名
	保育教諭 21名 一時保育員 1名
	看護師 1名 障害児保育員 1名
	栄養士 2名 保育補助員 4名
	調理員 2名 調理員 2名
	事務員 1名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等)
	保育室 (5) 園庭 (1)
	保育室(ほふく室・乳児室) (1) 事務室 (1)
	調乳室 (1) 医務室 (1)
	沐浴室 (1) 給食室(厨房) (1)
	保育室(兼：図書・応接) (1) 学童保育室 (1)
	病児看護センター (1)

③理念・基本方針

教育・保育理念

子どもたちの健やかな育成の手助けをします。

子どもたちの健康と安全を確保し、安定した心で自己発揮のできる場を提供し、子どもの育ちを見守ります。

また、家庭と協力し、自己を十分に発揮しながら感情の抑制ができる健全で豊かな人間性を持った子どもの育ちを援助します。

教育・保育目標

子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

1. 心身ともに健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整備し、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たすことができるようにすること。
2. 子どもたちが、自ら考え、判断し、主張し、行動できるようにするとともに、一方では感情の抑制もできるように、ハード面でも、ソフト面でも保育環境を整えていくこと。
3. 社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
4. 集団生活の中で、人に対する愛情と信頼感、そして、人権を大切にすることを育て、周囲の配慮・思いやりを持つことができるようにし、自主自立・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
5. 集団生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力を身につけ、表現する喜びを体験し、人の言うことを良く聞き、理解する態度を養うこと。
6. 世代や地域を広げた人との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜び、作る喜びを体験できるようにすること。
7. 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。

教育・保育方針

教育・保育要領を遵守しながら、子どもたちのことを第一に考えた教育・保育を行っていきたいと思います。また同時に、保護者が安心して子どもたちを保育園に預け、仕事に集中できるようにすることが、子どもたちの心の安定につながり、健全な発育を促すことができると考えています。

もう一つ大切にしていきたいのは、自己決定のできる子どもを育てることです。

そのためには小さいときから自由に考え、行動できる環境を配慮することが必要であると考えています。

子どもたちが自分で考え工夫して遊べるように、自由な空間と考えて使う玩具の提供を心がけ、強制や押しつけをせず、禁止言葉を少なくするよう努力したいと思います。

園の全体方針

- ◎ 快適な環境の中で、園と家庭との一貫したリズムで、気持ちよく過ごす。
- ◎ 一人ひとりの子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を強めながら、月齢・発育段階に応じた、人や物への関心や関わりが広がるようにする。
- ◎ ゆったりとした環境のもと、自然との触れ合いを大事にしながら、友達との関わりの中で遊ぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助する。
- ◎ 楽しみながら、ちからいっぱいからだを動かして遊ぶようにする。

④施設の特徴的な取組

社会福祉法人ショウトク福祉会として、平成8年8月に設立認可され、認可保育園ベアーズが、平成9年4月が開設されました。

現在は、米子市を中心に東京（5園）、神奈川県（7園）、沖縄県（1園）と全国で17園が展開されています。

また、法人して、介護事業、病児看護、学童保育等の事業が実施され、利用者の意向を最大限に尊重し、理論的で高度な知識・技術を連動させた総合的な福祉サービスの提供を目指した取組みが展開されています。

平成20年に尚徳福祉会に法人名称が変更され、また、平成27年4月より認可保育園から地域ニーズに対応する為、幼保連携型認定こども園ベアーズに変更されました。

鉄骨二階建て（1階：子ども園 2階：学童保育等）で、木の温もりが感じられる空間で、現在の施設運営（延長保育、休日保育、障害児童保育等も実施）が行われています。

地域社会との結びつきが強く、こども園と地域社会や家庭（保護者等）が一体的な養護と教育の一体保育の実践を目指した取組みが実践され、子どもが健康で心身共に健全に成長する取組みが行われています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年9月13日（契約日） ～ 平成31年3月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成25年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・ こども園と地域社会や家庭の結びつきが強く行なわれています。
- ・ 養護と教育の一体保育の実践を目指した取組みが実践され、利用者児童が健康で心身共に健全に成長できるよう取組まれています。
- ・ 保育施設は、清掃・消毒や安全点検等が日々実施されており安心・安全な環境作りが行なわれています。
- ・ 就業規則、各種マニュアル（手順書）等の編成による事業運営の実施あり、定期的な改善・見直しも行われが、適正な園運営が行えるような仕組みが構築されています。
- ・ 経営理念に加え、子ども園の教育・保育理念に基づいた、保育目標が定められ、その達成に向けた日常の職員の事業運営指針として、次のように定められています。
 - 1)（安全・安心）
子どもたち、家族・親族・職員の安全管理の徹底による安心して過ごせる場の確保
 - 2)（3Pを大切に）

子どもの「プライド、パーソナリティ、プライバシー」を尊重し守る

3) (子どもの意向の尊重)

子どもたちの意向が最大限に尊重する

4) (育てる人の意向の尊重)

子どもたちを中心として、その家族・親戚を含めた人々の意向も尊重する

5) (誇りの持てる職場)

施設職員の一人ひとりが意欲を持ち創意工夫が生かされ、誇りを持って活動できる職場環境をつくる

6) (信頼は情報公開から)

利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して社会に貢献していくことが大切である。そのためには、財務諸表等を整備し、財務状況の安定を図り、情報公開し、理解されるよう努める

等々を職員共通の認識で日常業務が行われている。

・ 養護と教育の一体保育に向かって、職員一人ひとりの知識・技術の習得に向けたOJT、各種のキャリアプラン等の研修が積極的に実施されています。

・ 高い倫理観を持ち、保護者等への支援の意欲が強く、病児保育、延長保育、一時保育、土曜保育や学童保育の取組み及び保護者からの悩みや相談等を積極的に受け入れ、タイムリーで柔軟な対応や支援が積極的に取組まれています。

・ 事業計画及び全体計画が組織的に職員個々（担当別含む）に、園長等の面談（保育目標や取組み施策等の指導・アドバイス等）による理解の落とし込みが行われ、定期的に自己評価（定性的）に対する評価が行われています。

◇改善を求められる点

・ 職能資格（給与・賞与・昇級・昇格等）に連動する「人事考課制度」の導入（透明化された目的・目標の達成が評価につながる組織体制）への検討を期待致します。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価は、5年ぶりの受審でした。評価を受けるにあたって全職員で項目ごとに時間をかけて自己評価をしてみると、業務の課題が浮き彫りになり取り組まなければならない点が見えてきました。

このたびの、評価結果報告書を受けて高い評価をいただいた項目については、満足することなく、より質の向上を図るとともに環境の改善に取り組んで参りたいと思っています。

また、改善点については、倫理規定の定期的な職員への周知の徹底、保育における多くの記録の効率的な改善の実行、職員一人一人の計画的なキャリアデザインへの取り組みが強化できるよう努力する所存です。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>幼保連携認定こども園教育・保育要領に基づき、「教育及び保育の理念と目標」が明文化されており、施設の玄関へ掲示されています。</p> <p>保護者に対しては、明文化された教育・理念や教育・保育要領等の目標等が掲載された入園のしおり、園だより等により周知されています。</p> <p>地域社会へは、ホームページ掲載やパンフ等で保育運営についての説明が行われています。</p> <p>職員へは、園の役割、社会的責任の遂行及び法令遵守等の法令・規程等を踏まえ、職員が事業の理念に込められた思いや行動規範を十分理解した保育サービスの適切な提供を行うため、年度当初の事業計画時に職員自らの役割・機能の目標を明確にした取組みが行われています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人尚徳福祉本部事務局で保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況の数値が把握・分析され、事業の実績・課題等の対策を行い、中・長期事業計画に反映され、職員会議等で経営環境変化等に対応する対策が適切に説明されています。</p> <p>特に、地域の各種データによる保育利用者の推移利用率等（出生率、待機児童数等）の情報分析による対策等が行われ、地域の子どもの経年別推移及び潜在的な利用者ニーズ等のデータ分析及び行政方針等に基づいた保育方針の策定による事業運営が行われています。</p> <p>事業を取り巻く環境及び経営状況は、職員への周知・説明が行われ、更なる企業型保育所等の開設や少子高齢化等の地域の環境変化及び地域ニーズ等の更なる把握・分析に伴う事業運営が行なわれています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営現状・課題の検討等を定期で組織的に実施され、職員会議（月1回）で職員に周知し、経営現状（月次含む）及び施設運営に関する課題・分析による対策等を共有化した事業運営が行われています。</p> <p>特に、子どもが急性疾患等で仕事と乳児保育の両立に困窮している保護者へ、「病児保育」の提供や土曜保育、休日保育等子育て支援課題へ視点をあてて、仕事も育児もできる支援を第一義のも目的に、学童保育施設の運営等の取組みも行われています。</p> <p>事業運営における保育内容等については、子どもたちが安全で、安心して過ごせる場所の提供及び子どもたちが自分で考え、判断し、行動していけるように支える取組みのために職員の人材育成（キャリアアップ研修・キャリアパス等）の計画的な取組みが行われています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況の数値が把握・分析に加え、事業実績・課題等の対策が行われ、施設設備の改修や改善及び保育運営に関わる中・長期的な計画策定が行われています。</p> <p>中・長期的なビジョンと計画目標は、教育・理念や教育・保育要領等に基づき、地域の潜在的な利用者ニーズ等のデータ分析や現状の経営状況や経営課題の分析による組織体制、施設設備、人材育成等の具体的な問題解決策を反映されたものとなっています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画の内容が反映された「経営目標及び環境整理計画」が前年度の保育内の検証（事業報告及び自己評価等）に基づき、職員会議や職員面談等における意見集約を行い、職員を巻き込んだ事業計画等の継承及び改善・見直しによる当年度の事業計画の策定が実施されています。</p> <p>また、保育を支える職員の保育目標達成に向けた評価分析（接遇面談チェックシート等）が行われ、一人ひとりの強み・弱みを反映した人材育成計画（面談による職員との共通認識が行われています）に反映されています。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>法人全体の施設運営に関する事業計画に基づき、当園の事業計画が策定され、定期（毎月）の事業実施状況の進捗管理による報告・分析等を園長は、職員会議において、課題の分析・対策等の周知による職員の理解を図った事業推進が行われ、四半期ごとにも事業計画見直しによる季節感を取り入れたものが職員と話し合われ考えられています。</p> <p>従って、前年度の事業運営の良好施策や改善対策が次年度事業計画策定時に適正に反映され策定されていることが伺えます。</p> <p>更に、各種委員会（危機管理、食育、庭園、美化、運動遊び、手遊び、絵本等）が構成され、職員がそれぞれの委員会へ全員参加した実行計画や振り返り・改善等（職員会議で周知や意見集約等）が組織的な取り組みが行われています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は、養護と教育の一体保育を推進するための教育・保育理念に基づいた、教育・保育目標・方針が重要事項説明書及びこども園ベアーズのしおり等に定められ、各種の保育参観日（総会含む）に加え、園だより、ホームページ開設等で保護者への周知が図られています。</p> <p>保護者にとって事業計画の重要性は、経営環境の変化等（収支計画・職員体制及び施設や遊具の見直しや食の計画等）に加えて、当園の保育方針のひとつである保護者支援（年間を通じた保育参観の開設による保育相談や土曜保育、休日保育等）を通じて、共に子どもを育む教育・保育の取り組みが行われ、保護者への理解や協力をいただく保育運営が営まれています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育目標(方針)の事業項目の達成に向け、職員の保護者対応（接遇、身だしなみ等）及び保育職務の遂行（チームワーク等）が適切に実行されているかのレベル評価が行われ、職員一人ひとりの保育資質の醸成による組織全体の保育の質の向上に努められています。</p> <p>特に、保護者等の自由な保育参観による個別相談等の積極的な対応や子どもの安全管理及び防災計画・防災訓練等子どもの安心・安全の確保の取り組みが計画的に行われています、</p> <p>更なる保育の質を高める取り組みとして、自らの保育感の違いや自らの日常の保育運営（保育サービス内容・施設設備や環境整備等）の現状についての気づきを発見する場として、第三者評価受審を組織的に取り組みが行われています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>事業運営の改善対策等が職員の一人ひとり及びクラス単位に振り返り等行われ、職員会議（毎月）において、他の職員へも情報共有した分析や意見交換が行われ、次への改善対策に向けての取組みが行われています。</p> <p>また、外部・内部の監査等及び月次や四半期毎の分析による課題の改善に向けての解決策に対する計画的な改善実施状況の進捗・実行管理の徹底が望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園における施設運営体制（業務分掌表・業務分担表）の役割・機能は明確にされています。</p> <p>事業計画策定時は、園長としての保育方針や保育目標が職員会議等で明確化に示され、指導やアドバイスが行われています。</p> <p>施設運営（支援等）に関する地域への連携強化による信頼関係の構築に向けて（公民館及び地域の小・中学校等との交流等）率先垂範の活動が積極的に取組まれています。</p> <p>職員の知識・技術習得の評価に基づく専門性を高める職場内研修・職場外研修に加え、自らを高める職業倫理の重要性を日頃の保育業務の中から園長の支援・指導が職員のキャリアパスに応じた人材育成が行われています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法令遵守マニュアル等が編成され、事業運営において法令遵守の重要性を認識するための新人研修の実施及び職員一人ひとりが規定に基づいた、業務が行われるための個人ファイル化（倫理規定・ガイドライン等）に沿った業務の運営が行われています。</p> <p>社会的なマナーとモラルの気づきや意識を強く持ち、セクハラ・パワハラ、個人情報保護及び消費者保護関連法、雇用、労働、防災、環境等多くの法令に違反する全ての行為等の根絶が求められることから倫理規定の定期的な職員への周知や倫理規定等の初年度事業計画策定時に変更に伴う法改正等の見直しによる職員周知の徹底が望まれます。</p> <p>今後においても法令遵守に関する内部・外部研修（接遇研修含む）等の知識習得と実践に向けた継続した取組みを望みます。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>教育・保育理念に基づいた重点施策項目を掲げ、認定子ども園ベアーズにおける教育・保育方針沿った全体計画の策定が行われ、発達状況の指導計画の保育状況について、定期的振り返りへの実施状況の確認・課題及び改善対策等を職員会議及び日々の個別支援等における園長等から助言や指導が行われています。</p> <p>保育状況の適正な実施状況の把握に加え、対外的な地域対応や日々の園内での保育サービスにおいて、気配り、目配りの効いた園長の率先垂範による保育の質の向上への取組みや日常の保育運営に関する報告、連絡、相談等が徹底され、緊急時のタイムリーな対応ができる仕組みが構築されています。</p> <p>また、接遇面談チェック等による職員一人ひとりの保育の質に関する達成度が職員との共有が図られ、更なる保育の質の向上にチャレンジするための支援が行われています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>経営改善に関する対策は、社会福祉法人として、各種指標が明確に把握・分析され業務のあり方、人員配置、職員の働きやすい環境整備等の論議を職員会議等で共有化され、あるべき姿への実現に取り組まれています。</p> <p>施設運営に関する業務改善の効率化策として、事業運営に関する各種調書の整備及び全国の組織との業務連携等及び各保育室へのタブレット端末の配備や防犯カメラ等による情報化等の業務改善が進んでいますが、保育における多くの記録（職員の手書きによる）の効率的な改善の実行性の検証が必要と考えられています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育教諭人材確保・定着の課題は、社会的な問題ともなっており、課題となっています。</p> <p>計画的にこども園ベアーズでの広報（HP含む）活動等及びハローワーク等と連携した人材確保の取組み（育成校で行われる説明会や実習生への声掛け等）が行われています。</p> <p>社会福祉法人尚徳福祉会として、働きやすい職場環境を懸命に取組まれており、キャリアパスにも力を入れられ、近年離職者もありません。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>人事基準（規定）や教育・保育理念・基本方針に沿った保育目標（方針）が文章化され、事業計画目標の達成に向けた職員への面談（園長）による職員一人ひとりのキャリアパス研修及び各種の意向調査（人事異動含む）が定期的に行われるなどの人事管理が行われています。</p> <p>職員一人ひとり（年度末、待遇面談チェック）の業績に対する評価が行われています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>園長による定期的な職員面談による人材育成（OJT含む）及び事業運営における多様な意見・要望の聞き取りなど職員の就業に関する意向等の把握が適切に行われています。</p> <p>また、就業時間の適正な管理や通勤・住居等に対する各種手当及び職員の健康診断（メンタルヘルス対策・ストレスチェック等含む）、予防接種等の実施や時短勤務、育児休職や有給休暇の取得向上の取組み、看護・介護休暇等の整備が行われ、職員の福利厚生に関するワークライフバランスに配慮した取組みが進められています。</p> <p>また、親睦会や懇親会による職員交流の場の設定及び余暇活動として、茶道教室（月2回）、音楽を親しむ会（月1回の講師）による公民館祭への職員の参加等、職員間の意思疎通による良好な関係が作られています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年間事業計画に基づき、保育全体計画（目標）や指導計画が作成され、保育園運営の実践を通じた育成（OJT含む）に加え、年度当初、職員一人ひとりの「自ら今年のねらい」が設定され、それに向けたキャリアアップ研修等での育成が行われています。</p> <p>業務経験年数等と育成状況（研修実績と育成達成評価の相違）は、職員一人ひとり異なることから職員一人ひとりの定量化された「人材育成計画」が行なわれています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>年間の研修計画も策定され、研修は実施されています。</p> <p>職員の保育運営に関する知識習得及び保育方針（目標）に対する論理的な知識習得等職員に期待する姿の目標を明確にした研修が行われています。</p> <p>職員一人ひとりの保育歴や職員の知識・技能（習得状況記録）や専門資格が管理され、人事考課制度と連動した職員一人ひとりを計画的に成長（キャリアデザイン）させる取組みが行なわれています。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりに適応した新規採用研修、主任保育教諭研修、階層別・テーマ別研修及び行政からの要請研修（民間主催の研修含む）等の研修情報は積極的に提供され、職員からの要望の研修等は、本人の保育経験や知識等を勘案した研修が計画的に行なわれています。</p> <p>全員が知識として知り得て欲しい研修案件は、職員会議で研修内容等を他の職員に研修内容等（復命書）のポイントが報告され、日常の業務における先輩等からの職場のJT研修としても取組みが行われています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生マニュアルが策定され、実習担当者も決められています。</p> <p>学校側との連携を図り、学校側から提示のプログラムにそって保育実践等の育成が行われています。</p> <p>実習生等の保育知識の習得・育成は、学校側との連携（希望等の聴取による受入れ等）を図るなど、乳児・幼児保育、障害児保育、食育（アレルギー対策等含む）、保健衛生・安全対策及び保育実践等及び研修実績内容等を学校側へフィードバックするなど、保育現場での業務に携わることへの期待する取組みが積極的に行われています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>教育・保育理念・保育方針、重要事項説明書は、施設玄関に掲出され、事業運営に関する施設概要・施設案内・具体的に提供する保育のサービス内容（保護者参加行事、園の一日、健康管理、学校安全計画、安全管理、行事予定含め）等がこども園ベアーズのしおり、ホームページに掲出され、毎月の園だより等により保護者及び地域へ保育運営に関する情報の提供が行われています。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>経営母体である社会福祉法人尚徳福祉会による施設経営・運営、財務管理等は、総合的に内部統制（毎月のチェック体制等）による適正な取組みが行われ、外部監査（税理士・公認会計士）及び社内監査の実施等による透明性の高い運営が行われています。</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営には、各担当組織単位に運営の不備・不正を正す社内規定（基準）である各種のマニュアル及び手順書等の定期的な見直し・改善も行われています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の公民館、小学校、老人会や老人福祉施設との交流が計画に行われ、公民館祭への職員のコーラス参加や子どもたちの制作作品の展示等が行われ、毎年（年間2回）、子ども園に面する道路（なごみロード）へプランター200鉢の綺麗な花の提供が行われるなど、地域の方々との触れ合いを通じた保育が取組まれています。</p> <p>子ども達や保護者が自由に参加できるイベント等の案内については、園内の掲示や、パンフレットの配布が行なわれています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れのマニュアルは策定されており、受入れ体制も確立され、尚徳中学校生徒のボランティアや保育体験学習の受入れ及び夏祭り（テント設営やお店の手伝い等）や不定期ではあるが、地域高校生による野球教室及び小学生のサッカー指導等のボランティアの受入れが行われています。</p>		
うくⅡ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育運営における緊急性及び保育サービスに関する関係機関とて、病院（救急医療施設等）、保健所、警察、消防署、福祉事務所、児童相談所、（小中学校・福祉専門学校等）、行政（米子市子育て支援課・健康対策課等）及び施設とのネットワークが構築された「関係機関連絡一覧」が事務室へ掲示されており、職員も連携目的等を理解して、緊急時の対応に備えられています。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>こども園の園庭開放及び保育室の開放（月1回第4日曜日）のフリーマーケットが行われるなどファミリーサロンウィズ（園庭開放・行事への参加の呼びかけ）の取組を積極的に行われています。また、当園が開催する「子育て講演会・夏祭り・運動会」等は保護者及び地域へのご案内による参加を頂くなど、地域コミュニティの活性化の取組みや元気な街づくりへの貢献などこども園が所有する機能が発揮されています。</p> <p>園長は、公民館（地域自治会）からの要請によるお話し会（最近の保育状況等）の講師として参加されています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域公民館との結びつきが強く地域の信頼度が非常に高く、各種の要請に対する公民館行事への積極的な参加による活動が行われています。</p> <p>また、地域の小・中学校、介護施設、公民館等と日頃からの交流が深いことからそれぞれの組織で行われるイベント等（行事参加、学童保育との異年齢交流、小学校へのフリー参観や行事参加、中学校への相互訪問等）への参加や当園への受入れ等、相互に事業運営の上で、活力増進に寄与する活動が行われています。</p> <p>日常的に公民館や地域の民生委員の方々との情報交換が行われ地域ニーズの収集が行われており、地域のイベント等へ参加等を通じて貢献活動が行なわれています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、職務規定や行動規範等（倫理要領含む）子どもの人権に配慮した子どもに対する思いやりの精神を共通化して、教育・保育の方針に基づいた取組みが行われています。</p> <p>特に、日頃の重点取組みとして「子どもたちのプライド・パーソナリティ・プライバシーを大切にしたい運営・経営に努める」（3Pを大切に）を掲げ、保護者と共に子どもを育み人権尊重への意識を共有した子育て支援が行われています。</p> <p>新規採用職員は、人権擁護（倫理規定等）の理解を深める研修等による子どもを尊重した教育・保育の提供を行うに加えて、幼児期の子ども一人ひとりの個性を認め合う（子どもは差別しない）等の説明や理解を求め、子どもの尊厳を認め子どもと共に育む子育てを行う旨の保護者支援の活動を展開されています。</p> <p>障がい時保育が提供されていることから個別保育の必要性などについて事前に保護者等への理解をして頂く説明が行われ、相互に相談できる体制が確立されています。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護等のマニュアル（手順書）の整備が行われ、トイレの仕切りや夏の水泳着替え時の配慮（3Pを大切に）と関連：子どもにもプライバシーに関する権利を守る）及び子どもの写真の映像掲示等は、保護者等からの同意書に基づき、プライバシー保護に配慮された養育・支援の取組みが行われています。</p> <p>利用者のプライバシー保護及び子どもの虐待防止の権利擁護にも十分配慮された取組みが行われています。</p> <p>また、保護者（子ども含む）に関する外延情報等についても知り得た情報の保護についても職員への周知徹底が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>認定こどもベアーズのしおり、パンフレットの作成及びホームページ作成・掲載等多媒体を使用し、教育・保育方針及び保育目標など、地域の多くの方々が理解しやすい画絵や写真なども挿入した情報提供が行われています。</p> <p>園庭開放（月1回）やフリーマーケット等が積極的に取組み、利用希望者等の見学の受け入れ等が行われるなど、選択に必要な情報が親切丁寧に適切な説明が行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ作成・掲載による地域へ広く周知され、入所希望者への認定こども園ベアーズ・パンフレットしおりに加えて、保育サービス内容の情報等を保護者等に対して積極的に提供されています。</p> <p>また、子どもの新たな年度の進級時の年間事業計画等の説明が行われ、保護者の理解に基づいた教育・保育の運営が行われています。</p> <p>保育施設・設備の整備及び業務運営の改善・見直し等は、保護者会等で適切に保護者へわかりやすく説明され、変更時は必ず保護者一人ひとりとのコミュニケーションを深め、書類等による相互の確認による取組みが行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園の転園時は、保育の継続性に配慮の手順として、引継ぎ書により保育の継続性を確保するため、保護者の同意を得た上で転移先保育園等への引継ぎ資料の提供等の対応が行われています。</p> <p>退園や他保育所への変更後も何かの相談事についての明文化されたものではありませんが、移行される保護者へ対応窓口連絡先等をお知らせするなどの配慮が行われています。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>教育・保育理念及び教育・保育目標（方針）に基づき、子どもたちのことを第一に考えた教育・保育の運営を目指されています。</p> <p>また、保護者が安心して子どもを保育園に預け、仕事に集中できるようにすることが、子どもたちの心の安定につながり、健全に発育を促すことが出来ると記した方針は、子どもとその保護者のどちらも大切な保育サービスの一環としての取組が行われています。</p> <p>また、教育・保育目標の定期的（年4回）の振り返りによる改善・見直し及び保護者等からの「家族アンケート調査」へのフィードバック等による意見・要望（食事内容等含む）等を受入れた保育運営となっています。</p> <p>日々の送迎時の気軽な相談受入れ体制や連絡ノート活用（記録や相談等）によるきめ細かな保護者等との情報交換に加え、日常の保護者の自由な保育参観とも受入れる等々親子の気持ちに寄り添う保育の姿勢が伺え、子どもが家庭でも保育園でも安心して心身の成長をするために保護者（親）も共に成長できる取組が行なわれています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情の保育教諭業務マニュアルが整備され、重要事項説明書及びこども園のしおり等へ苦情解決体制（相談窓口・苦情解決責任者及び苦情受付担当）や第三者委員の配置等が掲載されており保護者にも周知が図られています。</p> <p>意見箱の設置（玄関）による保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、苦情解決の記録・管理が適正に行われ、苦情対応状況の記録による職員への情報共有等、苦情に学ぶ施設運営が行われています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保育参加（年間を通じていつでも都合の良い時に受入れ、年2回は、保育参加週間を設定されています）及び保護者会、保護者参加行事等による保護者一人ひとりとの信頼の構築の取組が行われています。</p> <p>朝夕の送迎時の対面対応及び連絡ノート等（くまさんノート）等により、日々の健康状況及び必要な個別案件をお知らせ（保護者側からも）等の情報交換及び保護者との日々の子育て相談への対応が行われています。</p> <p>また、保護者が相談・意見がある場合には、いつでも、どの職員でも対応出来る事、電話でも面談の対応や相談場所が選択出来る事も説明され、一人ひとりの悩みごとや相談等への受入れについて配慮が行き届いた対応が行われています。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>相談内容により保護者への配慮等を行いながら、保護者からの意見・要望に確実にフィードバックする取組みが行われています。</p> <p>保護者からの相談・意見を受けた場合には、園長への報告（報告・連絡・相談の徹底）が行われ、指示やアドバイスを受けて適切に対応することとなっています。</p> <p>対応に時間を要する場合には、その旨が保護者に説明されます。</p> <p>頂いた相談・意見についての検討結果は、職員会等で共有され、保護者にフィードバックされます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント>危機管理委員会</p> <p>安全管理マニュアル・事故防止マニュアル及び事故対応マニュアルの策定がされています。</p> <p>教育・保育施設等における事故防止・事故発生時の対応ガイドラインに沿ったリスクマネジメント（責任者・園長）体制が構築され、日常の防火対象物自主検査チェック表、事故報告表、ヒヤリハット報告書、睡眠チェック表（SIDS）が整備され、園庭遊具安全点検（毎朝、園庭・遊具等の安全点検等）の実施による安心・安全な施設運営を目指した取組みが行われています。</p> <p>危機管理体制が構築され、緊急時の消火器、自動火災報知機、非常警報器具防犯カメラの配備等が行われ、緊急時連携機関の連絡先一覧表の掲示等、緊急時の対応（訓練含む）への取組みが行われています。</p> <p>また、日常の安全管理として年間の防災訓練計画による「火災、地震・津波、台風、不審者侵入等」に対する毎月の訓練や警察署による交通安全指導（年1回）や消防署に協力得た「消防自動車派遣」「救急蘇生法」（年1回）の指導や訓練の実施等子どもの安心・安全を守る取組みが行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアル、健康観察マニュアル、衛生管理マニュアル等が策定され、嘔吐処理研修、感染拡大予防のための園内でも嘱託医と連携した看護師を中心に職員会議等で感染症予防・発生対策（レベル表に沿った消毒等含む）に向けた職員の危機管理意識の醸成が行われ、予防対策及び発生時の救急救命及び嘔吐処理・快復後の登園基準（保護者へのお願い）等を示し、感染症予防や発生時の対策に向けた体制整備の取組みが行われています。</p> <p>発生時や流行時には、玄関への掲示版でのお知らせ（朝夕の送迎時で、保護者確認等）及び園だより等で予防対策や発生状況等の情報提供が保護者に行われています。</p> <p>園内に病児看護センターも併設されています。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>防災マニュアル、土砂災害対応マニュアル等が策定されており、マニュアルに沿って組織的に避難訓練等の年間災害訓練計画を作成されています。</p> <p>災害時（地震・津波・豪雨・大雪等）を想定した訓練及び警備装置、非常警報器具等の防災計画による防災対策が実施されています。</p> <p>また、災害発生時の安否確認及び避難計画（避難指定場所、避難経路図、避難体制図等）が策定され、緊急時の安全確保の取組みが行われています。</p> <p>災害に備えた、関係機関等の連絡先一覧表が職員室へ掲示されています。</p> <p>書庫等の施設設備の落下防止対策も行われています。</p> <p>保育所は、災害時においても「事業（保育）の継続性」が求められることから、施設運営復旧までのプロセス等の体制や施設整備及び安全確保の取組み等の手順（BCP）の策定が望まれます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>業務マニュアル（保育業務手順書・乳児保育業務手順書等）による標準的（文書化）な保育手順により、子どもの一人ひとりの発達状況に応じた標準化された年間方針が策定され、方針に沿って全体計画及び指導計画の作成に基づき保育サービスが行われています。</p> <p>また、職員一人ひとりに対する教育・保育方針の実施計画目標に対する実行性のレベルチェック等の自己評価の確認面談が期末に施設長等（実施確認等）行われ、職能に応じた保育の質の向上への取組みに向けた指導やアドバイスが行われている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>保育サービスの質の向上に向け、業務マニュアル（保育業務手順書・乳児保育業務手順書等）の見直しについては、定期的にマニュアルのチェックが行なわれています。</p> <p>改定による新たな保育のサービス基準等があった場合にも、標準的な業務の実施に向けて、新たな業務手順書の見直しが行われます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者等との面談による子どもの心身状況や予防接種の接種状況及び要望等に加え、子どもの保護者の状況（環境等）がアセスメント（児童票：園児評価表）の聞き取り時に、正確に把握され、聞き取り内容を加味し、全体計画に基づいた指導計画（未満児は個別）への反映が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラス単位に毎月の保育状況について、書面化されたもので全体計画及び指導計画の実行評価（クラス単位の振り返りによる指導計画実施記録・個別経過記録）が職員会議等で報告され、園長及び他職員からの指導・アドバイスや保育状況の共有等が行われ、日案、週案、月案、3ヶ月単位の子どもの発達状況（様子）等の観察による指導計画の評価・見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの指導計画書（児童票/園児評価表・保育実施記録）の記録が適切に行われ、職員間での共有が図られています。</p> <p>各保育室へタブレット端末の設置による情報の共有等を行う取組みが行われています。</p> <p>他のクラスの保育運営に関する記録資料が、紙ベースで管理されていることから、職員間で必要な時にタイムリーに記録の共有が出来ない場合もあります。</p> <p>日常業務の中で、保護者との連絡ノートへの記録作業及び日案、週案、月案の保育実施等や各種の計画書種類等の記録の煩雑さ解消による職員の働き方の変化や子どもと保護者等及び地域への人的対応が益々増大する養護と教育の一体保育が求められる時代となりました。今後における情報化（ICT）による業務の改善・見直し等全ての分野における効率化の推進が望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護方針に沿って、個人情報の漏えい等、職員は情報保護の重要性を十分認識された運営が行われおり、入職時には個人情報についての誓約書も提出されます。</p> <p>各種の情報資料は、業務終了後、施錠のかかる書庫への保管や書類の処分等、細かく定められています。</p> <p>保護者に対しては、入園時に個人情報の取扱いについて説明を行い、同意を得られています。また、年1回細かく説明が行なわれ、書面に残しておられます。</p>		

内容評価基準（20 項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、全体計画（教育課程）に沿った発達過程の指導計画が策定され、保育運営の振り返りとして発達段階ごとに子どもたちの心身の発達記録（年3回の園児評価）の把握・分析が行なわれ、次年度の策定に活かす為の取組みが行われています。</p> <p>また、保育リーダーを中心に「めざす子ども像検討委員会」を設立し、職員から子どもの実態、地域の実態、保護者の願いの把握によるめざす子ども像を編成が行い、年度当初に策定する全体計画（保育過程）に反映させています。</p> <p>職員は、教育・保育要領の園内研修（園外のキャリアアップ研修含む）による研鑽が行われ、教育・保育の質の向上の取組みが行われています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが心地よく過ごすためには、生活やあそび場が清潔であること、安全・安心の空間が保たれていることに留意され、室内環境（温度、湿度、明るさ、風通しの管理の徹底等）や保育施設の環境整備が行われています。</p> <p>日々の安全点検（遊具、園周囲、園舎内）による危険予知の取組みに加え、「設備管理委員会」を設けて、定期的な危険個所の点検（再チェック）による安全の保持の取組みや全職員によるヒヤリハット報告、事故報告が行われ事故の未然防止（抑制）の意識の醸成が図られ、各クラスの成長過程に合った大きさ（高さ、幅、数等）が工夫された両面棚が設置（移動式）され、その中に遊具などが置かれ、室内遊びの際には両面棚が有効に利用され、潜り抜けたりして遊ぶ子ども、遊具で遊ぶ子ども、絵本や工作で遊ぶ子ども達など一日の生活の中で静と動が考慮した空間の環境整備が工夫されています。</p> <p>「棚の研究委員会」による試行錯誤の取組みが行われています。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの生育環境を把握され、保育計画や園児評価表・月まとめ・棚の研究記録・かみつき・ヒッカキ記録簿等を通じて、実践の振り返りに加えて、子どもの体や心の育ちや意欲の状況及び家庭での様子（クラス懇談会、個人懇談会、保育参加等）や保護者の意見・要望の把握等による子どもに応じた子どもが楽しく、生き生き生活できる空間（遊びを自由に選択・決定・工夫・協力・反省・マナーを学ぶ等々）の検証や「べからず集」（言葉・動作）の作成等を行いながら、一人ひとりに応じた保育が展開されています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>こども園独自の連絡ノート（くまさんノート）等を利用した子どもの健康状態や生活などの情報交換に加え、保護者とこども園との間で、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるための生活支援等における取組みが共有され、一人ひとりの子どもの心身の状況に応じて、自分でやろうとする気持ちを大切にされた援助や見守りの保育が行われています。</p> <p>生活習慣を身につける取組みに関しても、園独自の両面棚が活用され、棚や玩具の配置や数や方向等を変化させ、子どもたちが自ら玩具や絵本や棚を選んで遊びその中で子どもの発達状況に応じたそれぞれに適合した環境を整備の取組みが行われています。</p> <p>生活の中で、着替え、歯磨き、靴を揃える、あいさつ等を自然に身に付け、災害訓練や交通安全指導、地域との交流やこども園が計画する各種行事等により学び成長できるよう保育の実践が行われています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>主体的な子どもを育てるために、子どもが遊びを自由に選択でき、子ども同士が協力し合う環境整備として、園庭には、可動遊具として（タイヤ、ダンボール、バスマット、シート等）を導入し、好きな遊具で、好きな場所で、思い思いの遊びを工夫しながら友達と共同で遊べるように援助されています。</p> <p>社会的ルールの学びは、地域の警察官、消防士さんたちによる交通安全教室や火災や防災の勉強等、生活の中で気をつける大切なことが学ばれています。</p> <p>また、身近な自然にふれあいや体力作りとして、園外に散歩時に地域の方々と畑で出来る野菜や果物に触れたり、勉強したり環境が整っています。</p> <p>子どもの発達過程で保育の環境を整備し、0歳児での保育教諭との信頼感や安心感を土台とした生活から年長での社会的なルールの習得、個性的で豊かな表現力、友達と協力した活動や自発的に自ら考え行動する子どもたちの成長を援助するため、職員は、極力声掛けをしない、見守りや手本を示す等の配慮を行う等の環境整備の工夫が行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳児保育（0歳児）の個別指導計画が策定され、視診・触診、検温から始まる一日、一人ひとりの体調変化や発達状況（寝返りが出来る、出来ない・ハイハイ出来る、伝い歩きが出来る、歩行が出来る等々）に配慮した。保育教諭との触れ合いからの信頼感、安心感をつくるための喃語に対する微笑み、布おしめの取り換え、生命を守る（睡眠チェック表含む）等の取組みに加え、くまさんノートによる生活の様子を報告・保護者からの相談等が子どもの運動発達（睡眠、ミルクの量、体温、排泄の量や時間、目覚めている時の様子等）の共通理解を深め共に子育てを行う保護者支援の連携による信頼に基づいた保育環境が整備されています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳～2歳児の個別指導計画が策定され、1歳児は、歩行が出来るようになり、2歳児は、自我の芽生えや興味が増え、運動能力が高まり走ることも出来るようになる事から、運動範囲が広がり転倒、打撲、落下などのリスクが増える時期であることからヒヤリハット、安全点検簿等による危険因子に注意した見守り保育が行われています。</p> <p>また、言葉が出始めても自分の意思が十分伝わらないことからかみつき、ヒッカキも増える事から、記録簿を活用した子ども一人ひとりの多面的な発達を確認しながら、園と家庭が子どもの状態を伝え合って連携した取組みが行われています。</p> <p>更には、異年齢との交流など、年長さんへの憧れや他者との関係が理解でき、衣類の着脱や手洗いを自分でやりたい自立心の芽生えなど、養護・教育の一体的な保育目標の取組みが行われています。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児～5歳児の指導計画が策定され、自分で考え、自分で決めて、自分で行動する自己主張が出来るようになる発達段階から社会のルールの仕組みの理解や仲間との協働生活の中で、助け合い、相手を思いやる気持ち等が身に付くように配慮されています。</p> <p>特に、言葉、ひらがな、数字、遊び、遊具、玩具等の学びや遊びが一人ひとり多様化することから日々の記録を基に保育計画を反映させ、養護と教育の連続性に考慮した保育が行われています。</p> <p>更に、声掛けが大切になり、自分の思いを仲間に伝える力が備わり、仲間と共に力を合せた発表会や運動会を通じた感動を共有し、集団の中での一人ひとりの個性を大切にする保育が行われています。</p> <p>また、尚徳中学校校区推進協議会に参加し、研修・研究の小学校等の教員の方々との交流による年長さんのスムーズな就学への情報交換等が行われ、就学前の保育等に反映し活かされています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者と発達状況及び要望等の情報共有が行われ、障がいのある子ども一人ひとりの個別指導計画に基づき、嘱託医及び看護師との連携や他の保護者の協力を得た支援・養育の保育が行われています。</p> <p>また、障がいのある子どもの保護者の了解を得て、各関係機関（子ども家庭相談室や療育センター等）との情報交換等が行われ、一人ひとりの特性に合わせた保育援助が行われています。</p> <p>職員は、障がいのある子どもや保護者の個人情報保護の徹底に十分配慮し、保護者の同意を得て、健常児童の保護者への正しい理解に向けた話し合いが行われる等の配慮が行われています。</p> <p>また、職員の障がい児保育等の研修に計画的に参加して、研修で学んだ内容については、職員会議等で共有を図る等、正しい理解での障がい児保育の取組みが行われています。</p>		

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>延長保育は、単なる保育時間の延長ではないとの考えからその時間帯を充実したものにしたと工夫が重ねられています。</p> <p>延長保育のスタートは、朝の視診簿、連絡帳（くまさんノート）に基づき、保育教諭間の引継ぎ（ケガや体調等）が行われ、異年齢での保育となることから日頃からクラスチェンジやバイキング給食や各種行事等で異年齢交流も実施され、触れ合う機会を通じた仲良くなるための努力が行われています。</p> <p>延長保育時は、発達過程が違う子ども達と一緒に「両面棚遊び、遊具遊び、読み聞かせ、外遊び、おやつ等」をクラス単位とまた違った環境を楽しく過ごす時間の教育・保育が行われています。</p> <p>延長保育は、保護者の仕事内容や状態等の把握及び連絡先、要望・意向把握等による連携した保育が行われています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>教育及び保育の内容に関する全体計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項を記載し、それに基づいた保育が行なわれています。小学校の行事に参加したり、給食や授業の見学等も行われています。</p> <p>また、就学前の小学校への保育所児童保育要禄は、一人ひとりの発達状況を保護者の要望や同意を踏まえた記録や内容を作成し、該当の小学校へ送付されている。</p> <p>尚徳中学校区推進協議会、米子市主催の就学前教育を語る会等に参加し、意見交換や研修も行われています。</p> <p>毎年、行政の5歳児検診アンケート（体力強化や意欲、落ち着き等の指導状況）が実施され、就学前の子どもの様子の現状把握が行われています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルのされており、マニュアルに基づき、保健衛生や保健計画が作成され、入園時等に保護者へ説明されています。家庭と園の相互理解による子どもの健康管理の取組みが行われています。</p> <p>朝の視診（視診簿）や日中の健康観察（体調不良時の早期の把握による悪化防止対策）による小さな異変も見逃さない努力が行なわれています。</p> <p>保護者等とは、毎日の朝夕の送迎時、連絡帳（くまさんノート）等を利用し、子ども健康状態や既往症や予防接種等の情報交換が行われる等、健康管理の取組みが行われています。</p> <p>乳幼児突発死症候群（SIDS対策：睡眠チェック表）についての取組みも行われています。</p>		

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>園医による内科診断（0～2歳児年3回、3～5歳児年2回）、歯科検診（前年齢年2回）、尿検査（3～5歳児年1回）が行われ、その都度結果を保護者等へ報告され、健康状態や成長過程と一緒に確認できるようにされています。</p> <p>また、健康に関する記録は児童票に記して、職員会議等で関係職員に周知が図られ、日常の一人ひとりの教育・保育へ反映されています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>ガイドラインに基づいた食物アレルギー対応マニュアルが策定されています。</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等の子どもに対する主治医の診断書、指示書等に従い、保護者、給食担当者（栄養士）、看護師、保育教諭、園長等で十分な協議を行い対応策が検討され実施されています。</p> <p>誤食対策として、プレートや名札を他の児童のものと違うものが工夫され、調理従事者と保育教諭の誰が見ても認識できるよう工夫されています。更に、職員全員が危険性を認識するために、除去食材が使用される日「食物アレルギー警報」を園内放送して注意喚起の徹底を図るなど適正なアレルギー除去食の提供が行われています。</p> <p>また、全職員に対するアレルギー対応に関する研修、心肺蘇生法、AED、エピペン等の研修や救急車の手配等についても緊急対応マニュアルどおり行えるか等の訓練が行われています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>保育における食事に関する指針に基づき、食育計画が作成され、発達加齢に応じた必要な栄養に加えて、食材や加工方法及びおいしく、楽しく食べる食事に一歩でも近づくための取組みが積極的に行われています。</p> <p>季節の野菜の栽培・収穫し、給食やおやつとして調理しみんなで食べる取組みも行われています。</p> <p>3歳以上児は、子どもが嫌いな食べ物も勧め過ぎることなく、友だちや職員と一緒に食べる楽しさ、目を楽しませる盛り付けやみんなで楽しむバイキング給食が毎週水曜日行なわれています。</p> <p>子どもが使いやすく安全で安心な食器を使用されています。</p>		

A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>調理業務マニュアル・衛生管理マニュアルも策定されており、食材は安全性を第一に安心・安全な給食の提供に向けて、添加物や遺伝子組み換え食品を使用しない給食が提供されています。</p> <p>給食だよりを発行して、給食内容や給食風景など子どもが美味しく楽しく食べている様子等を保護者に情報提供されています。保護者参加時には希望者には給食を提供し、子どもと一緒に食べて頂ける機会を提供されています。</p> <p>また、給食担当等は、残食の調査票や検食簿を記録に基づき、献立、調理の工夫に反映する等の取組み、地域の食文化や行事食に加え、子ども達のリクエストメニューを取り入れた食事も提供されています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑪	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>連絡ノートや朝夕の送迎時等での保護者との情報共有に加え、それぞれの発達段階における重要な事項を的確かつ詳細に伝える努力が行われています。</p> <p>また、日常のクラス単位で活動した様子をホワイトボードやフォトフレーム等で知らせる事や毎月の園だより、クラスだよりで家庭等へお知らせされています。</p> <p>クラス懇談会、個別懇談会、保護者の都合の良い時にいつでも参加して頂けることが伝えられています。保護者からの思い、悩み・相談を直接聞き取れる機会が多く持ち、積極的な保護者支援の取組みが行われています。</p> <p>更に、保護者からの意見・要望や苦情を伝えやすい意見箱の設置、保護者アンケートの実施、ホームページでの意見・要望の受付専用欄が設けられ、意見・要望等への速やかな対応に努められています。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>当園の重点施策として、働きながら子育てを行っている保護者が「安心して」働ける園を目指し、保護者にも「ゆとりと安心と希望」を持って毎日の生活が行える環境を作る為、園が出来る保護者支援を工夫されています。</p> <p>保護者の話を傾聴する、都合が良い日（時間）の保育参加や保育参観、延長保育の充実及び土曜保育の実施、使用済みおむつの処理、園での様子をスナップ写真、ビデオ、DVD等で伝える等が行なわれています。</p> <p>一人ひとりの子どもの環境や成長段階における必要な配慮や保護者の育児相談等を行う体制が構築されています。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>マニュアルも策定されており、マニュアルを基に予防に努められています。</p> <p>朝夕の送迎時の保護者との会話や子どもの雰囲気、アザなどの発見による虐待が疑われる場合は、虐待を疑った事実と経過を把握して、関係行政機関（児童相談所・子育て支援課・警察等）へ連絡することとなっています。</p> <p>職員は、子どもの権利条約・虐待防止法に定義される「身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待」が具体的に理解できるよう研修等が行なわれています。</p> <p>また、保護者にとって「良き相談相手、良き理解者、気軽に相談が言える」園になるために、日頃の保護者との信頼関係構築の取組みが行われています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育教諭等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>月2回の職員会議で、保育実践の振り返りを行ない、月のまとめとして、振り返りを記録し、次のステップへの取組みが行われています。</p> <p>年に1回の職員一人ひとりによる自己評価が実施されており、評価結果については園長の面談による指導・アドバイスを受け、自らの次なる個人目標を定め、自己研修や学びたいテーマの研修を調整されています。</p>		